

# 役員及び評議員の報酬 並びに費用に関する規程

## 第1条（目的及び意義）

この規定は、公益財団法人セゾン文化財団（以下「本財団」という。）の定款第22条及び第30条に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

## 第2条（定義等）

この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

## 第3条（報酬等の支給）

本財団は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員に対する報酬は（別表1）常勤役員俸給月額表に基づき支給することができる。
- 3 常勤役員の内、職員兼役員には職員としての給与を本財団の給与規程（以下「給与規程」という。）により支給することができる。ただしその場合、常勤役員としての職務執行の対価は（別表1）常勤役員俸給月額表の第1号から第3号までの範囲とする。
- 4 常勤役員以外の役員等が、理事会または評議員会に出席した場合は、日当を支給することができる。日当の金額は、1日当り30,000円に源泉徴収税額を加えた額とし、支給方法は、会議開催の都度、振り込みまたは現金で支給する。
- 5 役員等に、役員賞与を支給しない。
- 6 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第6条に規定する退職慰労金を支給することができる。

## 第4条（定例報酬の額の決定）

本財団の常勤役員の前定報酬月額、（別表1）常勤役員俸給月額表のとおりとし、各々の役員の前定報酬額は俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

## 第5条（定例報酬の支給）

定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は給与規程に準ずる。

## 第6条（退職慰労金）

退職慰労金は、常勤役員として、円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 常勤役員に対する退職慰労金は、在職期間1年度ごとに、各年度に支給された定例役員報酬月額の2ヶ月分に相当する金額を合算して得られた額を上限として、理事長が理事会の承認を得て決定する。

#### 第7条（費用）

本財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。
- 3 役員等には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）を、別に定める旅費規程に基づき出張旅費として支給する。

#### 第8条（公表）

本財団は、この規定をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

#### 第9条（改正）

この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

#### 第10条（補則）

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

#### 附 則

施行2010年7月 1日

改訂2014年6月17日 第3条（報酬等の支給）第4項

（別表1）常勤役員俸給月額表(単位：円)

号 俸	月 額	号 俸	月 額	号 俸	月 額
1	25,000	1 1	275,000	2 1	525,000
2	50,000	1 2	300,000	2 2	550,000
3	75,000	1 3	325,000	2 3	575,000
4	100,000	1 4	350,000	2 4	600,000
5	125,000	1 5	375,000	2 5	625,000
6	150,000	1 6	400,000	2 6	650,000
7	175,000	1 7	425,000	2 7	675,000
8	200,000	1 8	450,000	2 8	700,000
9	225,000	1 9	475,000	2 9	725,000
1 0	250,000	2 0	500,000	3 0	750,000